

令和4事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和5年11月
熊本国税局

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(参考計表) 令和4事務年度における法人税等の調査事績

2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

2 海外取引法人等に対する取組

3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,960件（前年対比124.3%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,446件（同126.5%）、その申告漏れ所得金額は114億11百万円（同80.3%）、追徴税額は34億32百万円（同103.4%）となっています。

(注)1 令和4事務年度の調査事績は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和4年7月から令和5年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,577 件	117.4 %	1,960 件	124.3 %
非違があった件数	2	1,143 件	116.0 %	1,446 件	126.5 %
うち不正計算があった件数	3	313 件	94.3 %	366 件	116.9 %
申告漏れ所得金額	4	14,215 百万円	105.9 %	11,411 百万円	80.3 %
うち不正所得金額	5	5,204 百万円	107.4 %	3,815 百万円	73.3 %
調査による追徴税額	6	3,319 百万円	136.2 %	3,432 百万円	103.4 %
うち加算税額	7	583 百万円	154.2 %	603 百万円	103.4 %
不正発見割合(3/1)	8	19.8 %	▲4.9 ポイント	18.7 %	▲1.1 ポイント
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	9,014 千円	90.2 %	5,822 千円	64.6 %
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	16,626 千円	114.0 %	10,422 千円	62.7 %
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	2,104 千円	116.0 %	1,751 千円	83.2 %

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(参考計表) 令和4事務年度における法人税等の調査事績

別表1 不正発見割合の高い業種順位

順位	業種目	項目	不正発見割合	1件当たりの不正所得金額	前年順位
1	その他の管工事		% 37.9%	千円 9,813	-
2	廃棄物処理		33.3%	7,585	-
3	農業		30.8%	20,700	-
4	その他の設備工事		27.6%	49,934	-
5	土木工事		25.5%	7,997	2
6	塗装工事		25.0%	5,263	4
7	給排水・衛生設備		25.0%	1,236	-
8	畜産		23.8%	12,060	1
9	建売、土地売買		22.2%	12,879	7
10	一般土木建築工事		22.2%	8,050	8

別表2 1件当たりの不正所得金額の多い業種順位

順位	業種目	項目	1件当たりの不正所得金額	不正発見割合	前年順位
1	その他の設備工事		千円 49,934	% 27.6%	-
2	その他のサービス		33,036	14.3%	-
3	コンサルタント		23,684	17.4%	-
4	電気・通信工事		23,049	13.0%	10
5	農業		20,700	30.8%	-
6	建築工事		16,879	16.1%	12
7	不動産賃貸		14,633	17.1%	-
8	その他の対事業所サービス		13,401	13.0%	-
9	建売、土地売買		12,879	22.2%	1
10	畜産		12,060	23.8%	4

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、法人消費税について、1,939件（前年対比124.9%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,180件（同122.3%）、その追徴税額は26億61百万円（同140.9%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,553 件	119.0 %	1,939 件	124.9 %
非違があった件数	2	965 件	120.0 %	1,180 件	122.3 %
うち不正計算があった件数	3	273 件	96.5 %	313 件	114.7 %
調査による追徴税額	4	1,888 百万円	170.2 %	2,661 百万円	140.9 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	364 百万円	120.5 %	540 百万円	148.4 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	1,216 千円	143.1 %	1,372 千円	112.8 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	1,332 千円	125.0 %	1,724 千円	129.4 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和4事務年度においては、2,399件（前年対比123.9%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は744件（同114.1%）で、その追徴税額は8億36百万円（同153.1%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	150,832 件	101.0 %	151,569 件	100.5 %
実地調査件数	2	1,937 件	121.4 %	2,399 件	123.9 %
非違があった件数	3	652 件	122.6 %	744 件	114.1 %
調査による追徴税額	4	546 百万円	74.1 %	836 百万円	153.1 %
調査1件当たりの追徴税額	5	282 千円	61.0 %	349 千円	123.8 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から1億21百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、179件（前年比113.3%）に対し実地調査を実施し、消費税9億70百万円（同63.2%）を追徴課税しました。また、そのうち31件（同110.7%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、1億21百万円（同228.3%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	158 件	142.3 %	179 件	113.3 %
非違があった件数	2	110 件	148.6 %	123 件	111.8 %
うち不正計算があった件数	3	28 件	147.4 %	31 件	110.7 %
調査による追徴税額	4	1,534 百万円	534.5 %	970 百万円	63.2 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	53 百万円	126.2 %	121 百万円	228.3 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	9,711 千円	375.7 %	5,418 千円	55.8 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	1,883 千円	86.1 %	3,891 千円	206.6 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で6億76百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和4事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を168件（前年対比88.0%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、50件（同156.3%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を6億76百万円（同79.9%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 191	% 138.4	件 168	% 88.0
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 32	% 118.5	件 50	% 156.3
うち不正計算があった件数	3	件 8	% 400.0	件 6	% 75.0
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 846	% 164.3	百万円 676	% 79.9
うち不正所得金額	5	百万円 241	% 688.6	百万円 75	% 31.1

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉所得税等で2億28百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、非居住者に対する給与その他の人的役務の提供に対する報酬の支払について源泉所得税等の課税漏れを14件（前年対比100.0%）把握し、2億28百万円（同670.6%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1	件 14	% 107.7	件 14	% 100.0
調査による追徴本税額	2	百万円 34	% 154.5	百万円 228	% 670.6

3 無申告法人に対する取組 ～ 無申告法人から3億50百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税1億86百万円（前年対比63.7%）、消費税1億64百万円（同63.8%）、合わせて3億50百万円（同63.8%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対して、法人税1億31百万円（同54.1%）、消費税50百万円（同100.0%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和3		令和4	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 49	% 108.9	件 27	% 55.1
	うち不正計算があった件数	2	件 3	% 100.0	件 2	% 66.7
	調査による追徴税額	3	百万円 292	% 550.9	百万円 186	% 63.7
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 242	% 4,840.0	百万円 131	% 54.1
消費税	実地調査件数	5	件 39	% 130.0	件 24	% 61.5
	うち不正計算があった件数	6	件 3	% 300.0	件 1	% 33.3
	調査による追徴税額	7	百万円 257	% 207.3	百万円 164	% 63.8
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 50	% 2,500.0	百万円 50	% 100.0
調査による追徴税額合計		9	百万円 549	% 310.2	百万円 350	% 63.8
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 292	% 4,171.4	百万円 181	% 62.0

（注）調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。